



福岡医発第303号（地）  
令和6年4月23日

各医師会長 殿

福岡県医師会  
会長 蓮澤 浩明  
(公印省略)

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める  
揭示事項等の一部改正等について

令和6年3月29日付け令和6年厚生労働省告示第154号をもって療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部が改正され、令和6年4月1日より適用とされた旨、日本医師会より通知がありました。概要については、下記のとおりです。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

記

1. 揭示事項等告示の一部改正について

トラロキヌマブ製剤について、揭示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

2. 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

トラロキヌマブ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

3. 揭示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

(1) アドトラザーザ皮下注 150mg シリンジ

①本製剤はトラロキヌマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

- ②本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

#### 4. 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」に改める。
- ② 別添3区分01(5)イ中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」に改める。
- ③ 別添3別表2中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」に改める。
- ④ 別添3別表3中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」を加える。

以上

(添付資料)

1. 官報（令6.3.29 号外第80号抜粋）
2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について（令6.3.29 保医発0329第4号 厚生労働省保険局医療課長）

(参考資料)

- ・トラロキシマブ製剤の在宅自己注射等について  
（日本医師会医療保険課）

日医発第203号（保険）  
令和 6 年 4 月 17 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長  
松 本 吉 郎  
(公印省略)

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める  
揭示事項等の一部改正等について

令和 6 年 3 月 29 日付け令和 6 年厚生労働省告示第 154 号をもって療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日より適用とされたところですが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1 揭示事項等告示の一部改正について

トラロキヌマブ製剤について、揭示事項等告示第 10 第 1 号の「療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

2 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

トラロキヌマブ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第 9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

### 3 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

#### (1) アドトラザーザ皮下注 150mg シリンジ

- ①本製剤はトラロキシマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ②本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

### 4 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」に改める。
- ② 別添 3 区分 0 1 (5) イ 中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」に改める。
- ③ 別添 3 別表 2 中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」に改める。
- ④ 別添 3 別表 3 中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」を加える。

#### (添付資料)

1. 官報（令 6.3.29 号外第 80 号抜粋）
2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について  
（令 6.3.29 保医発 0329 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長）

#### (参考資料)

トラロキシマブ製剤の在宅自己注射等について  
（日本医師会医療保険課）

○厚生労働省告示第百五十四号

保険医療機関及び保険医療費負担規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ト並びに診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敏三

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示  
（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正）  
第一条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十号第二号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

一 療担規則第二十号第二号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、経口活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロン製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限定。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限定。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ベグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールベラジン製剤、ブチルスコラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限定。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限定。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限定。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、経口活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロン製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限定。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限定。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ベグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールベラジン製剤、ブチルスコラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限定。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限定。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限定。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪

第二条 療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十号第二号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン<sub>1</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ベ

改 正 前

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十号第二号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン<sub>1</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ベ

乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デユビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルサルファール製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファール製剤、アルファ製剤、ガルスルファール製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C<sub>1</sub>インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、ホスレボドバ・ホスカルピドバ水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、パビナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤

乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デユビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルサルファール製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファール製剤、アルファ製剤、ガルスルファール製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C<sub>1</sub>インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、ホスレボドバ・ホスカルピドバ水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、パビナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤及びオゾラリズマブ製剤

第三條 (特掲診療料の施設基準等の一部改正)  
特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

| 改 正 後                                                                                        |                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬<br>(略)<br>オゾラリズマブ製剤<br>トラロキヌマブ製剤 | 別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬<br>(略)<br>オゾラリズマブ製剤<br>(新設) |

ガビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合には限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。)、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、ホスレボドバ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、パビナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤及びノルアドレナリン製剤

ガビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合には限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。)、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、ホスレボドバ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、パビナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤

(傍線部分は改正部分)

附 則

(適用期日)

- 1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和六年六月一日から適用する。  
(特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部改正)

- 2 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(令和六年厚生労働省告示第五十九号) 別表第九の改正規定中「オゾラリズムマブ製剤」を「オゾラリズムマブ製剤」に改める。

○厚生労働省告示第百五十五号

雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号) 第百十二条第二項第一号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域(平成十九年厚生労働省告示第二百七十三号)の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に同号ロに規定する計画を都道府県労働局長に提出した同号イ(2)の事業主に対するこの告示による改正前の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の適用については、なお従前の例による。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三  
(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後                                                                                                       |                                                                                        | 改 正 前                                                                                                       |                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <p>令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同表の下欄に掲げる区域とする。</p> |                                                                                        | <p>令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同表の下欄に掲げる区域とする。</p> |                                                                  |
| 都道府県                                                                                                        | 区 域                                                                                    | 都道府県                                                                                                        | 区 域                                                              |
| (略)                                                                                                         |                                                                                        | (略)                                                                                                         |                                                                  |
| 群馬県                                                                                                         | 桐生市(旧勢多郡黒保根村の区域に限る。) みどり市(旧勢多郡東村の区域に限る。)                                               | 栃木県                                                                                                         | 塩谷郡塩谷町                                                           |
| (略)                                                                                                         |                                                                                        | (新設)                                                                                                        |                                                                  |
| 千葉県                                                                                                         | 香取市(旧香取郡山田町の区域に限る。) いすみ市(旧夷隅郡夷隅町の区域に限る。) 長生郡長南町 夷隅郡大多喜町                                | 千葉県                                                                                                         | 香取市(旧香取郡山田町の区域に限る。) いすみ市(旧夷隅郡夷隅町の区域に限る。) 山武郡九十九里町 長生郡長南町 夷隅郡大多喜町 |
| (略)                                                                                                         |                                                                                        | (略)                                                                                                         |                                                                  |
| 石川県                                                                                                         | (略)                                                                                    | 石川県                                                                                                         | (略)                                                              |
| 山梨県                                                                                                         | 山梨市(旧東山梨郡牧丘町及び旧同郡三富村の区域に限る。) 甲州市 西八代郡市川三郷町 南巨摩郡富士川町(旧南巨摩郡鯉沢町の区域に限る。) 同郡早川町 同郡身延町 同郡南部町 | (新設)                                                                                                        |                                                                  |
| 静岡県                                                                                                         | 熱海市(初島の区域に限る。) 榛原郡川根本町                                                                 | 静岡県                                                                                                         | 熱海市(初島の区域に限る。)                                                   |
| (略)                                                                                                         |                                                                                        | (略)                                                                                                         |                                                                  |
| 京都府                                                                                                         | 南丹市 相楽郡笠置町 同郡和束町 同郡南山城村 船井郡京丹波町                                                        | 京都府                                                                                                         | 南丹市 船井郡京丹波町                                                      |
| (略)                                                                                                         |                                                                                        | (略)                                                                                                         |                                                                  |
| 兵庫県                                                                                                         | 南あわじ市(沼島の区域に限る。) 宍粟市 たつの市(旧揖保郡新宮町の区域に限る。) 佐用郡佐用町                                       | 兵庫県                                                                                                         | 南あわじ市(沼島の区域に限る。)                                                 |

保医発 0 3 2 9 第 4 号  
令和 6 年 3 月 2 9 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める  
掲示事項等の一部改正等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）が令和6年厚生労働省告示第154号をもって改正され、令和6年4月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 掲示事項等告示の一部改正について

トラロキヌマブ製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

2 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

トラロキヌマブ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

### 3 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

#### アドトララーザ皮下注 150mg シリンジ

- ① 本製剤はトラロキシマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

### 4 関係通知の一部改正について

（１） 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」に改める。
- ② 別添 3 区分 0 1 (5) イ中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」に改める。
- ③ 別添 3 別表 2 中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」に改める。
- ④ 別添 3 別表 3 中「及びオゾラリズマブ製剤」を「、オゾラリズマブ製剤及びトラロキシマブ製剤」を加える。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>別添 1</p> <p>第 2 章 特掲診療料</p> <p>第 2 部 在宅医療</p> <p>第 3 節 薬剤料</p> <p>C 2 0 0 薬剤</p> <p>（１） 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I<sub>2</sub> 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス</p> | <p>別添 1</p> <p>第 2 章 特掲診療料</p> <p>第 2 部 在宅医療</p> <p>第 3 節 薬剤料</p> <p>C 2 0 0 薬剤</p> <p>（１） 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I<sub>2</sub> 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス</p> |

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラ

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラ

ーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤

(2)～(6) (略)

### 別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固

ーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤及びオゾラリズマブ製剤

(2)～(6) (略)

### 別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固

第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホター

第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホター

ゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、

ゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤及びオゾラリズマブ製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒ

「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ （略）

(6)～(13) （略）

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴ

ドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ （略）

(6)～(13) （略）

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴ

ニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグ  
ビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノ  
アンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダ  
リムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパ  
リンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブ  
ペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタ  
セプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製  
剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、  
セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、ア  
リロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリ  
ムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマ  
ブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ  
ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ  
ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因  
子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製  
剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ  
ブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製  
剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾  
燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メト  
レキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホス  
レボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、  
ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコブラン製剤、  
ジルコブランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマ  
ブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤の自己注  
射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

ニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグ  
ビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノ  
アンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダ  
リムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパ  
リンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブ  
ペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタ  
セプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製  
剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、  
セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、ア  
リロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリ  
ムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマ  
ブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ  
ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ  
ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因  
子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製  
剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ  
ブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製  
剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾  
燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メト  
レキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホス  
レボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、  
ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコブラン製剤、  
ジルコブランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマ  
ブ製剤及びオゾラリズマブ製剤の自己注射のために用いるディ  
スポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤  
 ヒト成長ホルモン剤  
 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤  
 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤  
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤  
 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤  
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤  
 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）  
 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤  
 性腺刺激ホルモン製剤  
 ギナドトロピン放出ホルモン誘導体  
 ソマトスタチンアナログ  
 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤  
 インターフェロンアルファ製剤  
 インターフェロンベータ製剤  
 ブプレノルフィン製剤  
 抗悪性腫瘍剤  
 グルカゴン製剤  
 グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤  
 ヒト成長ホルモン剤  
 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤  
 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤  
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤  
 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤  
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤  
 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）  
 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤  
 性腺刺激ホルモン製剤  
 ギナドトロピン放出ホルモン誘導体  
 ソマトスタチンアナログ  
 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤  
 インターフェロンアルファ製剤  
 インターフェロンベータ製剤  
 ブプレノルフィン製剤  
 抗悪性腫瘍剤  
 グルカゴン製剤  
 グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト

|                                         |                                         |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| ヒトソマトメジンC製剤                             | ヒトソマトメジンC製剤                             |
| エタネルセプト製剤                               | エタネルセプト製剤                               |
| ペグビソマント製剤                               | ペグビソマント製剤                               |
| スマトリプタン製剤                               | スマトリプタン製剤                               |
| グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン<br>塩酸塩配合剤 | グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン<br>塩酸塩配合剤 |
| アダリムマブ製剤                                | アダリムマブ製剤                                |
| テリパラチド製剤                                | テリパラチド製剤                                |
| アドレナリン製剤                                | アドレナリン製剤                                |
| ヘパリンカルシウム製剤                             | ヘパリンカルシウム製剤                             |
| アボモルヒネ塩酸塩製剤                             | アボモルヒネ塩酸塩製剤                             |
| セルトリズマブペゴル製剤                            | セルトリズマブペゴル製剤                            |
| トシリズマブ製剤                                | トシリズマブ製剤                                |
| メトレプレチン製剤                               | メトレプレチン製剤                               |
| アバタセプト製剤                                | アバタセプト製剤                                |
| pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤               | pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤               |
| アスホターゼ アルファ製剤                           | アスホターゼ アルファ製剤                           |
| グラチラマー酢酸塩製剤                             | グラチラマー酢酸塩製剤                             |
| セクキヌマブ製剤                                | セクキヌマブ製剤                                |
| エボロクマブ製剤                                | エボロクマブ製剤                                |
| ブロダルマブ製剤                                | ブロダルマブ製剤                                |
| アリロクマブ製剤                                | アリロクマブ製剤                                |
| ベリムマブ製剤                                 | ベリムマブ製剤                                 |
| イキセキズマブ製剤                               | イキセキズマブ製剤                               |
| ゴリムマブ製剤                                 | ゴリムマブ製剤                                 |

|                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| エミシズマブ製剤                      | エミシズマブ製剤                      |
| イカチバント製剤                      | イカチバント製剤                      |
| サリルマブ製剤                       | サリルマブ製剤                       |
| デュピルマブ製剤                      | デュピルマブ製剤                      |
| インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 | インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 |
| ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤       | ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤       |
| 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤  | 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤  |
| ブロスマブ製剤                       | ブロスマブ製剤                       |
| メポリズマブ製剤                      | メポリズマブ製剤                      |
| オマリズマブ製剤                      | オマリズマブ製剤                      |
| テデュグルチド製剤                     | テデュグルチド製剤                     |
| サトラリズマブ製剤                     | サトラリズマブ製剤                     |
| ガルカネズマブ製剤                     | ガルカネズマブ製剤                     |
| オフアツムマブ製剤                     | オフアツムマブ製剤                     |
| ボソリチド製剤                       | ボソリチド製剤                       |
| エレヌマブ製剤                       | エレヌマブ製剤                       |
| アバロパラチド酢酸塩製剤                  | アバロパラチド酢酸塩製剤                  |
| カプラシズマブ製剤                     | カプラシズマブ製剤                     |
| 濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤          | 濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤          |
| フレマネズマブ製剤                     | フレマネズマブ製剤                     |
| メトトレキサート製剤                    | メトトレキサート製剤                    |
| チルゼパチド製剤                      | チルゼパチド製剤                      |
| ビメキズマブ製剤                      | ビメキズマブ製剤                      |
| ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤          | ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤          |
| ペグバリアーゼ製剤                     | ペグバリアーゼ製剤                     |

|                  |               |
|------------------|---------------|
| ラナデルマブ製剤         | ラナデルマブ製剤      |
| ネモリズマブ製剤         | ネモリズマブ製剤      |
| ペグセタコプラン製剤       | ペグセタコプラン製剤    |
| ジルコプランナトリウム製剤    | ジルコプランナトリウム製剤 |
| コンシズマブ製剤         | コンシズマブ製剤      |
| テゼペルマブ製剤         | テゼペルマブ製剤      |
| オゾラリズマブ製剤        | オゾラリズマブ製剤     |
| <u>トラロキヌマブ製剤</u> | (新設)          |

## トラロキヌマブ製剤の在宅自己注射等について

保険医が投与することができる注射薬については、揭示事項等告示第 10 第 1 号に定められているが、「既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎」を効能・効果とする「トラロキヌマブ（遺伝子組換え）」（アドトラザ皮下注 150mg シリンジ）については、在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とすることが令和 6 年 3 月 13 日の中医協総会にて了承された。

これを受け、令和 6 年 3 月 29 日付け厚生労働省告示第 154 号により揭示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、同日付け保医発 0329 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知により本件に関する留意事項が示された。

### (1)令和 6 年 3 月 29 日付け厚生労働省告示第 154 号による揭示事項等告示（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）の改正

#### 第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

##### 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジン C 製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン 12 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub> 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジスコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤

※改正箇所下線部

(2) 令和6年3月29日付け保医発0329第4号による「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
の改正

第2章 特掲診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C200 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

(略)

、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤

(2) 以下略

※改正箇所下線部

(日本医師会医療保険課)